

各都道府県介護保険担当課 御中

←厚生労働省 介護制度改革本部

# 介護制度改革 INFORMATION

## 今回の内容

介護保険制度見直しに関する現時点での考え方について（訂正・再送付）

計 14 枚（本送信票除く）

vol. 7

平成 16 年 9 月 29 日

厚生労働省介護制度改革本部

【 貴都道府県内市町村に速やかに F A X 送信  
いただきますようよろしくお願いいたします。 】

平成16年9月29日

## 介護保険制度見直しに関する考え方について

介護保険制度の見直しに関し、各方面からご質問・ご指摘をいただくことが多い点につきまして、想定形式にて、現時点での厚生労働省の考え方をまとめましたので、ご参考までに送付いたします。

- ※ 先ほどお送りいたしました文書に関しまして、一部の都道府県から「表現が既に改革の内容が決まったかのような誤解を招きかねないのではないか」とのご指摘をいただきましたので、8ページの問い部分を別紙のように差し替えさせていただきます。
- ※ 本該当部分を含め、各「問い」部分につきましては、これまでに寄せられたご質問やご意見などをもとに、例示的に取り上げたものであり、改革の現時点での検討状況や厚生労働省の考え方を反映したものではありませんことを申し添えます。

### (送付文書)

- ・ 差し替え該当ページ
- ・ 差し替え後全文

(照会先)

厚生労働省老健局総務課 宮崎・河村

Tel: 03-5253-1111

(内線3909)

(直通03-3591-0954)

## 【被保険者・受給者の範囲の見直し】

3. 今回の改革は、40歳未満の若い人からも保険料を徴収するものであり、子育て世代の若年層の負担増を図る改悪ではないか。

## 【基本的な考え方】

- (1) 保険料の負担はサービスの受給と表裏の関係。  
被保険者範囲の拡大は、サービスの受給者範囲の拡大を意味する。  
(若年者についても自分自身が要介護者になるリスクがある)
- (2) 被保険者範囲・受給者範囲の拡大により、従来制度の谷間として十分な介護サービスを受けられなかった末期がん患者等が制度の対象となる。
- (3) 年齢・原因を問わない制度とすることがノーマライゼーションの趣旨・国際的潮流にも合致する。
- (4) 年齢拡大の是非を含め具体的な制度設計は、関係者の意見も踏まえ、今後、決定。